

第 8 4 号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、手数料の額を改定する等のため提出します。

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成１２年３月台東区条例第１号）の一部を次のように改正する。

付則に次の１項を加える。

（多機能端末機による印鑑に関する証明等の交付手数料の額に関する特例措置）

３ 令和８年１月１日から同年５月３１日までの間における別表第１の２の項及び１９の項の規定の適用については、これらの項中「１５０円」とあるのは、「１０円」とする。

別表第１の２の項及び１９の項中「２５０円」を「１５０円」に改める。

付 則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。